

市政記者クラブ 様

令和 6 年 11 月 12 日
総務局職員部人事課 担当 平松 (972-2121) 子ども青少年局総務課 担当 松岡 (972-3191)

職員の懲戒処分について

下記のとおり本日付で職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

事案の概要	令和 6 年 5 月 3 日（金・祝）、わいせつ目的で女兒（当時 13 歳）を誘い出し、中川区内のホテルにおいて当該女兒と性行為をしたとして、同年 6 月 12 日（水）に逮捕され、同年 10 月 30 日（水）に懲役 5 年 6 月の実刑判決を受けたもの。 また、令和 5 年夏頃から令和 6 年 3 月までの間、勤務する児童福祉施設で宿直勤務中に、当該女兒と複数回にわたり性行為をしていた。
被処分者の所属・ 補職・処分内容	子ども青少年局保育士 曾根 悠貴（男性・32 歳） 免職
管理監督責任	子ども青少年局課長級 戒告 子ども青少年局課長補佐級 戒告
処分年月日	令和 6 年 11 月 12 日（火）